

## 第422回山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和5年8月1日(火)午後1時30分～同4時43分  
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室

### 2 議 事

#### 第1号議案

共同漁業権の内容たる漁業の免許に係る申請者の適格性について(諮問)

#### 第2号議案

小型いか釣り漁業の公示について(諮問)

#### 第3号議案

新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の協議事項について

### 3 報告事項

- (1) 明石礁環境調査の計画(案)
- (2) 人工魚礁に係る委員会指示に関する協議経過等について
- (3) その他

### 4 出席者

#### 山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄

会長代理 池田 亀五郎

委員 鈴木 重作、飯塚 厚司、樋口 恵佳、佐藤 一道、佐藤 栄一、  
本間 優子

#### 山形県漁業協同組合

総務部長(兼)指導課長

安藤 大栄

#### 山形県農林水産部水産振興課

水産行政主査

伊澤 幸太郎

#### 山形県水産研究所

所長

阿部 信彦

研究員

楨 宗市郎

#### 山形県庄内総合支庁水産振興課

課長

加賀山 祐

課長補佐(振興普及・漁業調整担当) 高橋 伸明

月峯船長 菅原 雅直

機関長 斎藤 勝三

漁業調整主査 伊藤 寛和

#### 山形海区漁業調整委員会事務局

海区漁業調整主査

大川 恵子

### 5 傍聴者

なし

### 6 審議の概要

事務局 これより第422回山形海区漁業調整委員会を開会します。本日から新しい委員に御出席いただいておりますので、水産振興課長から御紹介をお願いします。

加賀山課長 はい、本日から委員会に御出席いただいております本間優子委員の御紹介を申し上げます。簡単に御紹介させていただきますと、現在は、公益財団法人さかた文化財団の事務局次長を務めておられます。酒田市の元職員でございまして、農林水産課長、教育委員会事務局次長等を務められまして、現職と聞いております。農林水産課長を務めていたご経験もありますので、それを活かして中立委員として、御活躍いただけることと期待しております。以上です。

事務局 ありがとうございました。続きまして、新委員より一言御挨拶をお願いいたします。

本間優子委員 ただ今、御紹介いただきました本間優子と申します。その節は、皆様方に大変お世話になりました。また改めてお力になることができればと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございました。続きまして、会長より御挨拶をお願いいたします。

議長 はい、大変にお暑い中を皆様お疲れ様でございます。これからも一ヶ月半ほど連日30度を超える気温が続きそうですが、県内で熱中症の死亡事例なども聞こえてきてまして、日常生活でも、また、漁業者の皆様も漁労中は熱中症には十分もお気を付けていただきたいと思います。私も船に乗るときは、船にミネラルウォーターをたくさん買い込みしまってあります。水さえ飲んでいれば熱中症は防げるとお医者さんも言っておられますので、熱中症に気を付けていきたいと思います。

先日、たまたまパンを買うためにスーパーへ入ったのですが、その時に缶詰コーナーの前を通ったのですが、以前に私がよく買っていたサンマ蒲焼の缶詰があったのです。おかずが無い時に便利でなので、良く買い置きをしていたのですが、最近はご無沙汰していました。私の記憶では、私がお世話になっていたころは一缶100円くらいで売られていたと記憶していましたが、そのお店はこの辺では一番価格の安いスーパーでしたが、缶詰に350円ほどの値札が付いていました。私はシーチキンの缶詰みたいに3缶セットかなと思っておりましたが、一缶でこの値段で驚いた次第です。その後ネットで価格を調べたのですが、今やメーカー希望小売価格は一缶で税込み380円程度するものとなっていました。3月には324円になって、6月に380円まで値上がりして、以前の3倍以上になったと。もちろんこれは材料が不足して高騰した結果なのでしょうが、サンマ蒲焼の缶詰が一缶400円近い時代が来たということには、驚きと共に、こんなことで良いのだろうかという疑問を強く感じました。最近はサンマの塩焼きも食べずになって久しいのですが、ついにここまで来たのだなと。

国民のために安全な海洋資源を安価で安定的に供給できるようにすることが、私たち海区委員会の一つの目標だと思うのですが、現状では非常に厳しい環境が漁業を囲んでいるということを痛感した次第です。

本日は議事と報告事項がありますが、報告事項は時間がかかりそうですので、まずは議事より先に進めさせていただきたいと思います。暑い中ですから時間をかけずに効率良く進めて行きたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

事務局 はい、ありがとうございます。では、次に議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規定第十二条により、会長及び会長の指名する二名以上の委員となっております。会長、指名をお願いします。

議長 はい、それでは本日ご出席の委員の中より二名、池田会長代理と飯塚委員のお二方に  
お願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

一同 はい。

事務局 それでは、議事及び報告の前に、配布資料の確認をさせていただきます。（委員に  
配布資料が揃っていることを確認）  
では、会長に進行をお願いします。

### 議事

第1号議案 共同漁業権の内容たる漁業の免許に係る申請者の適格性について（諮問）

議長 では、本日も次第に従いまして進めさせていただきたいと思います。最初に議事の方  
を進めさせていただきたいと思います。まずは第1号議案「共同漁業権の内容たる漁業  
の免許に係る申請者の適格性について」です。諮問案件ですので、これにつきまして農  
林水産部水産振興課から説明をお願いします。

伊澤主査 はい、水産振興課の伊澤です。それでは、お手元の資料1を御覧ください。（諮問  
文を読み上げる）

続きまして、内容につきまして御説明いたします。本県の海面における共同漁業権に  
つきましては、8月31日をもって存続期間が満了するため、次期免許への切替の手続き  
を行っているところです。令和5年3月28日付で公示いたしました、海共第1号から第  
4号の共同漁業権に対して、7月24日に県漁協から漁業法第69条第1項による免許申  
請がございました。お手元の資料の漁業法抜粋のページを御覧ください。漁業法第70条  
の規定によりまして、知事は、免許の申請があったときは、海区漁業調整委員会の意見  
を聴くという規定がございますので、本日諮問させていただいたところになります。

この漁業法第70条の規定によって諮問を行う趣旨ですが、漁業法の解説本によります  
と、免許にあたって知事が恣意的判断を行うことを防止すると共に、漁業調整上の問題  
が生じないように海区委員会による確認の機会を確保するため、というふうなことが趣  
旨とされております。

では、法令の解説に続きますが、漁業法71条の第1項各号では、知事が免許をしては  
ならない場合を定めております。このうち第1号では、免許申請者が次条、72条です  
が、これに規定する適格性を有する者ではないときには知事は申請者に対して免許をし  
てはならないとされております。先ほどお話ししました漁業法第70条による諮問の趣旨と  
同じく、漁業法第71条の規定から、今回委員会に対しましては、申請者である県漁協か  
ら提出がございました資料のうち、適格性について確認をいただきたいとの趣旨で諮問  
を行った訳でございます。

適格性につきましては次の頁をおめくりください。共同漁業権免許申請に関する適格  
性調書一覧ということで、各海共1号から4号まで、適格性ということで、関係地区内  
に住所を有する漁業者のうち、組合員数は何世帯というようなことをこの表にまとめて  
おります。こちらを御覧いただきますと、県漁協からの申請のとおりに書いてあるわけ  
ですが、いずれも法律上の規定を満たしているものと考えることができます。委員の  
皆様方からの知見も併せて、もしあればここでお聞かせいただければと思っているとこ  
ろです。

では、資料の方はお戻りいただきまして、スケジュールの方を御覧下さい。共同漁業

権の免許切替に向けたスケジュールですが、7月1日には免許をさせていただく必要がございますので、本日は諮問の上、答申までいただく流れとなっております。この諮問に対する答申をいただきましたら、さらに免許更新に向けた手続きを進めまして、9月1日には免許状の交付などを行いまして、海面における共同漁業権の更新手続きが完了する。という流れになります。説明は以上です。

議長 はい、ありがとうございます。この諮問内容なのですが、山形県漁業協同組合が漁業法の免許の適格要件を満たしているか、除外要件に該当しないか、ということについて問うということですね。

伊澤主査 はい。

議長 では、今の説明につきまして、皆様方で御意見、御質問等ありましたらお願ひします。要は、山形県漁業協同組合が共同漁業権の免許を受ける団体として適格性があるかどうかということですが、何かございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

一同 (意見無し)

議長 では、諮問内容につきましては、山形県漁業協同組合については適格要件を満たしている、除外事由については該当しないということで委員会の意見としてあげたいと思います。

#### 第2号議案 小型いか釣り漁業の公示について（諮問）

議長 次は第2号議案「小型いか釣り漁業の公示について」これにつきまして、庄内総合支庁水産振興課の方から説明をお願いします。

加賀山課長 はい、同じく諮問案件になります。では、資料2をご覧ください。（諮問文を読み上げる）

詳しくは担当より御説明いたしますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

伊澤主査 はい、庄内総合支庁水産振興課の伊藤と申します。皆様、お手元の資料を御覧下さい。山形県漁業調整規則の規定に基づき知事が新規に漁業許可をする場合は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされているため諮問を行うものです。こちらの小型いか釣り漁業県外船の許可につきましては、山形県の漁業時期の開始に合わせまして、各都道府県分を2月海区調整委員会に諮問し、既に令和5年5月1日から許可をしているものです。

この度、新潟県より一隻分追加で新規許可を受けたいとの連絡があり、追加で1隻分諮問を行うものとなります。追加で新規許可の希望があった船につきましては、当初は今年の3月に山形県に申請する予定でございましたが、事情を聞いたところ、船舶が燃えて申請ができず、今回、新たに船舶を準備して追加で申請を行うものとなりました。

そのため、今回は一隻分の公示を行い、3週間の申請期間を設け、許可を行う予定です。なお、こちらの資料にあります制限措置の内容については、前回、2月の海区委員会で諮問した内容と変更はございません。申請期間及び許可の有効期間につきましては、新潟県農林水産部水産課と調整済です。説明は以上になります、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 今の説明につきまして、皆様からの御意見、御質問がございましたらお願ひいたします。

初めての方もいらっしゃいますので、操業区域について少し分かりやすく説明していただけますか。

伊藤主査 はい、操業区域につきましては、資料に書いてありますが、酒田市飛島の6,500メートル以内の海域を除く山形県沖合海域としております。但し1月1日から4月30日までの間は、粟島灯台から真方位西5海里の点と飛島灯台から真方位北西5海里の点を結んだ線分以遠の山形県沖合海域としております。

議長 現実的には乗っては来ないでしょうけれども、1月から4月までを除けば、距岸距離の制限は無いということですね。はい、ありがとうございます。以上を踏まえて、皆様から御意見、御質問はございますでしょうか。

池田会長代理 よろしいですか。

議長 池田委員どうぞ。

池田会長代理 この飛島灯台から西の5海里ですが、これは県境問題で秋田県に配慮したので、このような形になっているのでしょうか。本県と秋田県との意見の相違によって、この文面となったのでしょうか。秋田県の主張は飛島より西ですが、山形県の主張は292度線でしたが、これは秋田県の海域との主張に対して、本県が認めるということでしょうか。

議長 只今の質問の趣旨はおわかりでしょうか。飛島から沖点に北西5海里ですね。

池田会長代理 灯台から西となると、これでは秋田県の主張が反映されているのではないですか。

加賀山課長 飛島灯台から真方位北西となっております。西となっているのは粟島の方です。

池田会長代理 ああ、そうですね、ごめんなさい、秋田県側は飛島より西側と主張しているものですから、間違いました。292度の線に合致して線引きをしているのですね。

議長 はい、では、よろしいですね。他に御意見、御質問が無いですか。

一同 ありません。

議長 では、委員会としては、漁業許可の公示内容について、この内容でよろしいという上で意見を上げさせていただきたいと思います。

第3号議案 新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の協議事項について

議長 次は第3号議案「新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の協議事項について」これにつ

きまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、資料3をご覧ください。今年度の新潟・山形・秋田3海区連絡協議会につきましては、6月の海区委員会でお諮りして、開催案内をさせていただきましたとおり、8月24日に酒田駅前のル・ポットフーで開催予定となっております。今年度は令和元年以来、久しぶりの対面での開催を予定しておりますが、事務局と県も合わせた各海区の参加人数が、秋田からは6名、新潟からは4名、本県からは11名が会議への出席を予定しております。また、各海区から提出いただきました提案照会事項の資料をベースとしながら、会議の場で意見を交換しあう形で予定しております。

今回は、事前に秋田、新潟の両海区より1つずつ提案、照会事項の提出をいたしました。その中には、秋田海区よりいただいた提案事項がハタハタの内容でございましたので、本県が準備していたものと内容が被ってしまったのですから、ハタハタにつきましては、秋田海区の提案、照会事項で整理させていただきました。

今回、どのような回答をするのか、叩き台を御用意いたしましたので御審議いただきたいと思います。それでは一つずつ提案事項について御説明いたします。

まずは新潟海区漁業調整委員会より提出された提案照会事項です。

(1) 広域漁業調整委員会指示に基づく、遊漁によるクロマグロ大型魚採捕制限に対する各県で行っている遊漁船業者への周知方法について。

(2) 委員会指示を違反した遊漁船業者への取締り対応について。

以上の二点でございます。

遊漁によるクロマグロ採捕制限は、先程、参考にお渡しした水産庁の啓発ポスターにも記載されておりますが、現在クロマグロを遊漁で採捕する場合の制限といたしまして、30キログラム未満のクロマグロ小型魚は採捕が禁止されております。クロマグロ大型魚については、採捕報告義務とともに、一人一日一尾までの採捕制限が広域漁業調整委員会指示として発出しております。時期毎に採捕数量を管理しておりますが、数量を超える場合には、別途、採捕禁止期間を設けて、大型魚に関しても採捕を禁止する期間が発生することとなっております。

続きまして、提案理由に戻ります。

(1) 新潟県では、これまで広域漁業調整委員会指示に基づく、遊漁におけるクロマグロ大型魚採捕制限が公示された後、これは大型魚が採捕制限枠を満たしてしまい制限がかけられた後の話となります。漁業協同組合所属の遊漁船業者には、漁業協同組合宛に一文、漁業協同組合に所属していない遊漁船業者には個人宛に、それぞれ通知文を郵送して委員会指示の内容を周知していました。しかし、郵送では、委員会指示決定後に迅速な周知を行うこともできず、また、その都度、郵送その費用もかかることから、郵送を止めて各自で水産庁のホームページを確認することによる対応を考えている。そこで広域漁業調整委員会指示に基づく、遊漁によるクロマグロ大型魚の採捕制限について各県では、どのように遊漁船業者に周知しているか参考にさせていただきたいというのが

(1) でございます。

(2) 委員会指示違反をした遊漁船業者の取締りについて、新潟漁業調整事務所より遊漁船業者の登録及び指導を行う県としての同行を求められている。しかし、県の立場としては遊適法違反による取締りの権限は無く、遊漁船業者に違反が発覚した場合、各県ではどのような対応をしているか参考にさせていただきたい、とございました。

これにつきまして本県の回答案ですが、(1)につきましては、山形県では、クロマグロ遊漁の採捕制限に関する広域漁業調整委員会指示につきまして、小型魚は採捕禁止、大型魚は採捕後に報告義務がございますが、これが発出された後には、漁業協同組

合に所属していない遊漁船業者に対しては通知文を直接郵送して、漁協所属の遊船業者に対しては漁協に対して、これを送付し、委員会指示内容の周知を図っております。また、広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁による、クロマグロ大型魚の採捕制限でございますが、こちらは採捕期間を水産庁のホームページで公示しておりますが、そちらへの対応については、委員会の採捕期間禁止が出た後は、初年度については、全遊漁船業者宛に通知文を郵送して内容を周知しておりました。ただ、郵送では、採捕禁止期間決定後、迅速に対応したとしても、採捕禁止期間前に全遊漁船業者に周知を図ることは不可能であり、実際に郵送した際に、遊漁船業者から禁止期間に周知が間に合っていない、との苦情が県に寄せられる状況もございました。かといって、百件以上もある業者に対して、個別に電話連絡にて周知を図ることも現実的には難しいところでございます。

一方、水産庁で、遊漁者と遊漁船業者に対してどのようにしてほしいか示しているかといいますと、「詳しくは水産庁のWEBサイトで釣行前には必ず採捕禁止期間でないことを必ず確認して下さい」としております。そのため、現在は県から広域漁業調整委員会指示を周知する際には、併せて広域委員会ではクロマグロ遊漁の釣獲量枠を時期ごとに設定し、枠を超過する恐れがある場合に採捕禁止期間が設定される仕組みであること、そのため、釣行前は必ず水産庁のホームページを確認するよう指導する内容としておるところでございます。

(2) の回答といたしましては、委員会指示違反をした遊漁船業者の取締りについて、昨年度まではこちらの委員会でご報告させていただきましたとおり、「現場での周知活動に同行して欲しい」とのことと、新潟漁業調整事務所に県が同行したことございました。その際に同事務所では、遊漁船業者へ広域委員会指示の周知活動は実施しておりましたが、取締りという方向では積極的に行っていませんでした。

漁業監督官として立入検査も可能との話ではあったのですが、あくまで周知にとどまり、例えば帰港後に人が降りて来ない船に対しては、立入る等は実施しなかったです。「クロマグロの採捕にかかる疑義情報については全て新潟漁業調整事務所に報告して欲しい」と頼まれておりますので、通報案件については、全て報告し、その後の漁調での対応についても県に情報共有をいたしました。

今年に入りましても、前年同様に本県が受けた疑義情報は新潟県漁業調整事務所へ報告し、水産庁で受けた疑義情報は、その都度、本県と情報共有していただいております。6月に入り、大型魚の採捕禁止期間中の採捕にかかる疑義情報があり、新潟漁業調整事務所で立入検査を検討している旨の連絡が本県にあり、遊漁船業の指導機関として県の同行が求められました。日時や内容等に何度か変更があった後に同行することとなつたが、最終的には、新潟漁業調整事務所単独での周知活動と所属に対する周知と情報提供のお願いに伺い、周知活動が終了したと聞いております。7月に再び疑義情報が複数あり、遊漁船業指導の立場から県に同行を求められたために同行いたしました。同行の結果、遊漁におけるクロマグロ採捕については現認はございませんでした。しかし、疑義があるとして、新潟漁業調整事務所より当該釣行の翌日以降、県で遊漁船利用簿を業者に提出させた上で、県から直接利用者に対して当該釣行において、まぐろ採捕があつたかどうか緊急連絡先の電話番号を基に確認して欲しい、との旨の連絡がメールであります、本県においては、遊漁船業の適正化に関する法律等、関係諸法令と照らし合わせ、現在検討中であります。

以上の二点が新潟県側に対する回答案となりますので、まずはこちらの御審議についてよろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今、長い説明がありましたが、その説明の前提の話を私からしておいた方が議論しやすくなると思いますので、補足して説明いたします。以降は遊漁船業者は遊漁船業者、遊漁船業者ではない船をレジャー船として説明します。

今回の新潟海区からの質問ですが、レジャー船は除外しております、これはあくまでも遊漁船業者に対して、どうやって周知するかということと、遊漁船業者をどのように取り締まるのか、ということです。

なぜ新潟海区がレジャー船を除いて遊漁船業者を持ち出してきたかということなのですが、真意は私も分かりませんが、想像で話しますが、広域漁業調整委員会の規則では、取締り権限等の規定がないのです。今回、新潟海区が問題にしているのは、遊漁船業者に対する取締りに限定しているのです。なぜかというと、遊漁船業者に対しては、レジャー船に対して適用にならない、「遊漁船業の適正化に関する法律」があるので、そのために遊漁船業者に限定しているのだと思います。

この法律の仕組みを御説明いたしますと、第18条に安定的漁場利用というものが定められています、まぐろの資源保護もここにかかわります。そして、それについて問題があると考えた場合に、船内への立ち入りが想定されます。ただし、強制的に立ち入って調査をすることはできません。もし、強制的にやるのであれば、何らかの根拠法、もしくは裁判所の令状が必要になるわけです。それがないので、強制調査はできない。ですが、船内の調査は相手の同意があればできる規定があるわけです。そして、強制調査はできませんが、当事者に任意の船内立ち入り検査をお願いすることはできる。遊漁船業者がこ船内立入調査を拒んだ場合は罰金があります。つまり、100万円以下の罰金に処すことができる。要するに、強制調査の権限は無いと言いながら、検査を拒んだ場合には拒んだことを犯罪とすることができます。間接的に強制調査的なことをしようというのが、この遊漁船業の適正化に関する法律なのですね。だから、船内の立ち入り検査を求めて、いやだと言われたらそこで強制調査はできないけど、いやだといったことを証拠としてきちんと残しておいて提出すると、警察なり海保なり警察権限のある者が動いて、それを捜査して検察庁に事件を送致して、検察庁が罰金のための何らかの裁判手続きをとる、50万円以下の罰金だったら略式裁判で科すことができるし、100万円以下の罰金だったら正式裁判を起こして、100万円の罰金を科すことができる。そういう仕組みになっています。

こういうことを前提として、事務局からの説明を思い起こしていただいて、その上で、この質問に対する回答案に皆様から御意見、御質問を出していただいて、内容を持っていきたいということです。仕組みが複雑なのですが、皆様方には、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。

佐藤一道委員 今の会長が補足された部分は、回答時に追加して説明されるのでしょうか。

議長 これは法律なので、3県の方が、それを踏まえていらっしゃる、ということが前提なので、いちいち説明はしないと思っていました。ただ、した方が良いのであれば、議事進行の中で話してもよいとは思っています。

佐藤一道委員 いずれ知らなければいけないことだと思いますので、説明された方がよろしいかと思います。

議長 議論しやすくなるかもしれませんですね、考えておきます。他にはございますでしょうか。

樋口委員 取締り権限について確認をさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。遊漁船業者への取締りは、あくまでも漁業監督官、水産庁の人が取締りをするという前提なのでしょうか。

議長 いえ、違います。遊漁船業の関係は県知事、都道府県が単位になりますので、水産庁ではありません。

事務局 新潟漁業調整事務所が、クロマグロの遊漁船業に立入検査を行う場合には、漁業監督官の立場で立入検査をするということでした。

樋口委員 では、あくまで漁業監督官が必要ということですか。

議長 いえ、漁業監督官がいなくても都道府県が独自にできます。ただし、遊漁船業の適正化に関する法律に基づく訳ですから、その対象は業者に限定されます。レジャー船は除外されます。

樋口委員 県の職員が取締りできるというのは、どういう仕組みなのでしょうか。

議長 調査の主体は県ですから、知事が授権すれば職員ができるという仕組みになります。

樋口委員 では、建付けとしてはそういうことだけれども、新潟では、あくまで立入検査時に漁業監督官を立ち会わせているということでしょうか。

議長 逆かなとも思うのですが、水産庁側が県を立ち会わせる、その理由はわかりませんが、その県を立ち会わせれば、県も調査の主体になることができるのですから、その件の調査に対して拒めば罰則があるというところに持ち込むことができる、ということかとも思ったのですが、新潟県の質問はそこまで踏み込んでいませんので、その真偽はわかりません。

ただ、国の人間と県の人間では、調査の関係の根拠法が違うということと私は理解しております。

樋口委員 私は県の職員にそこまでの取締り権限があるとは思ってなかったので。

議長 知事が自ら来る訳は無いので、県の職員がやるしかないわけですね。知事が県の機関に対して事務を委任するということではないでしょうか。

樋口委員 山形県では例があるのでしょうか、そういう建付けに現在なっているということですか。もし職員の方でわかる方がいらっしゃればお願ひします。

議長 水産振興課の方はどうですか。

加賀山課長 はい、遊適法に基づく行政指導などに関しては、当課でも行っており実績もご

ざいます。

樋口委員 では、遊漁船業に関連しては取締りの実績もあり、現在も行っているということですね。

加賀山課長 取締り権限はございません。調査と指導ということになります。

樋口委員 立入検査は調査の一環ということでしょうか。

加賀山課長 はい、そうです。

樋口委員 分かりました、ありがとうございます。

議長 強制調査ができれば、それを拒んだ場合、公務執行妨害になるわけです。これはあくまで調査に対する協力義務違反なので、この遊適法に基づく罰則が適用されるということになると思います。そのへんの違いをご理解いただきければと思います。

私の方からは、山形県の回答の（1）についてはよろしいと思いますが、（2）の方、特に最後の5行になりますが「しかし、疑義があるとして、新潟漁業調整事務所から当該釣行の翌日以降、県で遊漁船利用簿を業者に提出させたうえで県から直接利用者に対し当該釣行においてマグロの採捕があったかどうか緊急連絡先の電話番号をもとに確認してほしい旨メールで連絡があった。県では遊漁船業の適正化に関する法律等関係法令に照らし合わせ、現在検討中である。」とありますが、これは協力するか否かを検討中ということなのか、協力はするのだけれども、どこまで、どのような手法で協力するということを検討中であるということなのか、その辺を少しわかりやすくした方がいいのかなと思いました。この辺は委員の皆さんというより、事務局や県側の方どうでしょうか。これを回答すると回答が残りますので、その辺はあまり詳しい回答をしない方がいいのかなとも思いますかがでしょうか。

佐藤一道委員 この遊漁船業者より利用者の緊急連絡先の提供してもらって連絡をすること自体は個人情報保護法的には問題は無いのでしょうか。

議長 ないですね。ただ、業者が出るのは土曜日、日曜日が多いですし、数も沢山いる訳ですから、かなりの労力になるし、一人でやれる仕事でもないのでないかなというふうなこともあるし、かといって一切協力しないというのもどうかということで、だからこそ協力の有無、程度、方法まで分けてここまでできるといったことは言わずに検討中と濁した方が穩便かなという感じもします。ただ、もしかしたら、新潟海区側はもう少し具体的な回答が欲しいのではないか、という気もしますので、どこまで回答するべきかは悩ましいと思っています。私から県に聞きたいのですが、土曜、日曜日が中心の電話作戦になってしまふと思うのですが、体制的にそのようなことが可能なのでしょうか。電話かける先は何件くらいになるのでしょうか。漁協に入っている遊漁船とそれ以外の非組合員の業者とどちらもということなのですよね。

事務局 それは疑義がある業者に提出させて欲しい、ということでございますので全ての業者が対象ではありません。複数の怪しい業者について提出願いたいとのことでした。

議長 ああ、全部ではないのですか。怪しいというのは、何が怪しいのですか。釣ったかどうかが怪しいのですか、それともその報告をしているかどうかが怪しいのですか。

事務局 釣ったかどうかが怪しい、ということです。水産庁側では、その船を観察して、釣行に利用する道具の大きさやクーラーボックス等の観察をもとに、くろまぐろ釣ったのかどうか怪しいから、利用者名簿の提出させてほしい、その名簿をもとに利用者の緊急連絡先に電話してほしい、というのが依頼でした。

議長 それは朝の出港時に道具を見て、帰って来た時のクーラーボックスの様子を見る、その上で怪しい人物を選ぶということですか。抽象的に怪しいだけでは挙げられないのではないかですか。

事務局 朝は見ていないのですが、帰ってくるときに途中で見ていて、疑義が残るものに対しては帰港時に再び観察して、秘かに写真や動画を撮りつつ、その後、県側に対して疑義のある人物がいるので、その船に利用者名簿を提出してもらって、県から電話して確認をして欲しい、ということでした。

議長 たまたま疑わされた人が不運だっただけで、決して一律では無いですね。でもそういう人が帰港した後でちゃんと採捕の報告をすれば遡って、あやしくなかつたことになるのですよね。

事務局 採捕禁止期間に採捕の疑義がある、という状況がございました。

議長 禁止期間中の話ですね、その疑義ですか、分かりました。それでは、本県回答文の「疑義あるとして」では何の疑義か分かりませんので、「採捕期間中の疑義」という前文の内容を受けているのですね。そうであるならば、「上記の疑義があるとして」としてはどうですか。

事務局 そうですね、文中の上の疑義情報は事前の疑義情報なのですが、下の疑義は釣行当日に観察した結果として、主観的に怪しいとした疑義なのでリンクしてはいません。

議長 そうであるならば、疑義の内容を書かないと、漠然として疑義の内容が回答案として分からぬですよね。上段の「採捕禁止期間中の疑義情報」というのは、禁止されている期間も含んでいるので同じことではないですか。

事務局 疑義情報が何度もあり、その内容を調査する必要がある、と認識した場合なので。

議長 要するに疑義が濃厚になった状態ですね。

事務局 具体的には、このエリア内で複数行われているのではないかという情報があつて、その調査のために現場へ来たという状態です。

池田会長代理 これは面倒ですね。

議長 その辺の事情を文章化するのは大変ですね。例えば「具体的情報に基づく疑義がある

」と書いても良いですけれど。このままだと何の疑義が分からぬものね。具体的な情報を基にして、より対象が絞れている疑義であるならば、「具体的情報に基づく疑義」などのように書かないと、何の疑義かわからないし、山形県から何を回答したいのか新潟県や秋田県の皆さんに理解していただけないのではないかと思うのです。「具体的情報に基づく疑義」としてはまずいですか。

事務局 「具体的情報」というのは、漁調自身の観察結果なのですが。

議長 要は船名を特定する、ということですよね。

事務局 はい、そうです。

議長 船体の形からわかる場合もあるのでしょうか、船は既に特定しているのですね。それもあくまで遊漁船に絞ってのことになるのですよね。何故かと言えば、「遊漁船利用名簿」は遊漁船業者しかありませんからね。

事務局 はい。しかし、現場で調査している際に、戻ってきたものを確認したらプレジャーだったということもございました。

議長 それはあるでしょうね。「しかし」以降の五行目の表現がすっきりとしているなくて、改善の余地はあると思いますが、ここで議論をしてもなかなか時間が無いので、今のような問題点があるということを前提に、会議当日までに会長と事務局との間で内容を揉んで、その最終案を新潟に回答するということにさせてもらってよろしいですか、皆様から御一任していただけますか。

一同 はい。

議長 では、皆様方から、私と事務局を信頼していただけるということで、内容を揉んで、会議前に最終回答案を郵送して御確認いただくということでお願いします。  
では、3海区の新潟県に対するまぐろの回答案については以上でよろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 ありがとうございます。では、続きまして3海区の秋田からのハタハタの事項についても内容の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 秋田海区漁業調整委員会からの提案事項を御説明いたします。「各県におけるハタハタの位置づけ、漁業としての重要度や資源管理、資源増大に関する取り組み等があれば情報提供をお願いしたい」ということでございました。また、沿岸漁業と沖合漁業で、その位置づけと違いがある場合についても教えていただきたいとのことでございます。提案理由でございますが、近年はハタハタの漁獲量が急減しており、沖合での操業場所や沿岸の産卵場所が偏るといった現象も生じていることから、さらに踏み込んだハタハタ資源対策の検討が必要と認識している。各県では、沿岸漁業や沖合漁業により、

ハタハタ漁業の位置付けは異なると推察するが、その状況と資源管理に関する取り組みがあればお示しいただきたい、というものでございます。

また、本件についての秋田県側の回答といたしましては、令和元年漁期に 775 トンだった漁獲量は令和 4 年には速報値で 178 トンとなった。直近の令和 4 年漁期の沖合漁業については、平成 9 年以降初めて 100 トンを下回り 59 トンとなった、一方で沿岸漁業についても 117 トンとなり令和 2 年以降は 200 トンを下回っており、過去に 200 トンを下回ったのは平成 8 年漁期以来であった。資源管理の実践につきましては、漁業者等で構成される「ハタハタ資源対策管理協議会」にて承認された、漁獲努力量の上限設定をはじめとして、浜に打ち上げられた卵塊を漁業者が回収し、それを海中で管理、孵化させる取り組みや、目合いを拡大した定置網や底びき網漁具の普及活動等が挙げられております。詳しくは表に示すとおりでございます。

続きまして、山形県の回答ですが、前回委員会で本県の提案事項をお諮りした際に作成した内容に、若干の追記をしたものでございます。以下がその内容でございます。

山形県において、ハタハタはその多くが底びき網漁業で漁獲される重要な魚種であると共に、庄内地方及び最上地方の一部において、地域住民にとっても大黒様のお歳夜、12月9日に子孫繁栄、五穀豊穣等願ってメスのハタハタの田楽をお供えするなど伝統行事の食文化を担う大切な魚種にもなっている。また、ハタハタが沿岸に来遊する際には、酒田北港などで釣りを楽しむ人で大賑わいするなど、漁業者のみならず、遊漁者からも期待される魚種となっており、推定釣獲総重量のピークである平成 21 年には 123.5 トンとなり、これは同年漁業における漁獲量の約 3 割を占めております。

それから、案をお送りするまでには間に合っていなかったのですが、会長の方から、最上地方の方でもハタハタの田楽を大黒様のお歳夜を行う習慣があると聞いたことがありますので、確認して入れた方がよいのではないかというご指摘があったのですが、最上総業支庁に問合せしまして調べてもらった結果、最上地域全体はわからないが、少なくとも真室川町でそういった食文化があり、大黒様の御歳夜ということで、12月9日にまっか大根、黒豆尽くしのお料理やハタハタの田楽をお供えするという習慣があり、庄内地方だけでなく、最上地方の方でもそういった食文化があるということをございました。

次に本県の取り組み状況についてですが、

- 一. 箱数制限（底曳網漁業者団体自主規制）一隻当たり一日 350 箱うち小銘柄 30 箱。
- 二. 底曳網袋網の目合制限、目合一寸五分以上、ただし 3 月から 6 月は魚取部の 1 ヒロ半は一寸六分以上の角目又は菱目網を使用。
- 三. 4 県協定に基づき全長 15 センチメートル未満の採捕禁止。
- 四. 酒田北港における NPO 等による藻場造成や産卵基質設置。
- 五. 漁業調整規則に基づくハタハタ放産卵の採捕、所持、販売の禁止。
- 六. 同規則に基づくハタハタ 6 センチメートル以下の採捕禁止。
- 七. 海区漁業調整委員会指示に基づく遊漁者対象のハタハタ採捕方法の制限。

ただ、近年はハタハタの漁獲自体が少なくなっています、箱数制限が必要なほどの漁はない、沿岸に来遊するハタハタの釣獲がない等、規制が実効力を発揮する状況にない現状である。以上でございます。

議長 ただ今の内容について、皆様からの御意見、御質問がございましたら、お願ひいたします。私から一つ確認があるのですが、この本県の回答に記載されている表ですが、漁業者の漁獲量のみでしょうか、釣り人も入っておりますか。

事務局 こちらは漁業者の漁獲量のみになります。

議長 それはどこかに記載した方が分かり易いと思います。

事務局 漁獲でございまして、釣獲ではございませんので。

議長 ああ、そうですか、わかりました。ところで、皆様から御意見等はございませんでしょうか。

佐藤一道委員 当日は聞き難いのでお聞きしますが、秋田県の漁獲枠というものは、県独自で設定しているものだと思うのですが、御存知でしたら教えていただきたいのですが、この表からは、前年の漁獲実績に準じて翌年の漁獲枠を決めているように見えるのですが、そういうことなのでしょうか。

議長 事務局で分かりますか。

事務局 すみません、ちょっとそこまでは分からないです。

池田会長代理 これは秋田県では、試験場で資源量を出して、その何パーセントという数量で底びきや定置等へ割り振りしているのではないでしょうか。

議長 要するに推定資源量を出して、これ以上獲ると減るという上限を枠にしているのではないかということですか。

池田会長代理 はい。今年は資源総数量が1000トンとしたら、そのうちの6割なら6割を底びき、定置、刺し網、というふうに3つくらいに分けてやっていくかと思います。

議長 阿部所長はお分かりになりますか。

阿部所長 はい、秋田県では独自にハタハタの資源評価をしておりまして、水産振興センターの方で資源量を推定します。漁期前に漁業者とともにその結果について話し合って、今年の獲っていい量は何トン以下にしましょうというのが決まっています。しかし、それがなかなか功を奏しない部分が漁獲量減少の中であるので、この表の2番目にあるように、ここ2年ほど前から操業の日数の制限が新たに加わっております。

議長 なるほど。ちなみに、これは推定資源量の何パーセントが漁獲枠になっているか分かりますか。

阿部所長 だいたい半分です。

議長 20パーセントなどではなく半分ですか、そんなに獲っても大丈夫という考え方ですか。

阿部所長 はい。

佐藤一道委員 この漁獲枠は、今説明のとおり、漁獲実績に応じて算出された数字であるということでおよろしいのですね。秋田海区の方を目の前にしては話し辛いところですが、獲れたら獲れただけずっと伸び続けて漁獲枠を設定して、このまま漁獲も下がってきて、後からずっと漁獲枠も下げてきているという感じがするので、これが間違えていいのでしたら山形海区の共有認識としたいのですが。というのは、この秋田県の漁獲量と本県の漁獲量を見ても、数量が段違いなのですが、漁業をする船の数や漁業規模でも変わってくるのでしょうか、本県独自としては箱数を制限しているというところですが、秋田県さんは、本県同様に漁具の制限等もしていますが、1日あたりいくらという設定はないよう見えないので、本県の場合として箱数制限が載っているのは非常にいいと思います。

議長 ただ、推定資源量に連動ではないですからね。

池田会長代理 いや、この秋田県の底びきの場合は、一隻につき資源量の何パーセントと割り当てをされていて、沖合は1隻につき5,000箱なら5,000箱とってもいいですよ、小型なら3,000箱ですよというある程度の規制をかけています。ですから、漁のある人はパンパンとて、先に枠を消化してしまい、大黒様の時に他の漁業者がハタハタ漁をしている時に自分だけかれいを獲りに行くなど、それぞれ自分の持っている枠の中である程度駆け引きができるのです。だから、今も底曳に関しては箱制限があり、自分は後から獲るから先にかに曳に行くなどの駆け引きもあります。おそらく沖底と小底の箱制限も違うと思う。定置については分かりませんけれども。

佐藤一道委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

議長 秋田県の方は、沿岸と沖合の数字を出していますが、これは山形県では沿岸と沖合の数字は出せないのでしょうか。

事務局 出そうと思えば出せるのではないかと思いますが、ほとんどが沖合の方の底びきかと思います。

議長 秋田県は意外に沿岸が多く驚いたのですが、沖合よりも沿岸の方が多いですね。

池田会長代理 定置ですね。南から言えば、象潟、金浦、北浦、それから八峰町の方でしょうね、あちらは刺し網が主体ですが。

議長 推定資源量も漁獲に比例して激減していると思われる中で、秋田からも山形からも資源量が減っていることに対応する対策は、お互いに無いような気がするのですが、この点はどうなのでしょうか、難しいとは思いますが、結局は従来と同様のことをやって減っているのだから、このまま継続しても減り続けるのではないかという感じもあるのです。私が思ったのは、産卵のために接岸しなくなってしまったのですが、もし、またでたく接岸するような状況になった場合に、その接岸してくるハタハタを片つ端から釣っていたら、絶対に増える訳がないので、産卵時期の釣りそのものに対する規制も必要な時期に来ているのではないか、もっとも接岸が無い場合は対策のしようがないのですが、今言ったように、めでたく接岸が復活した場合に、釣りに対する何らかの規制があつても良いのかなと思ったのですが、その辺の積極的な対策については、皆様方は

ご意見ございませんでしょうか。これは逆に秋田県側については、沿岸部での漁獲を少し規制していかないと、このまま減り続ける感じがあるので、提案ということで、本県はこんなことを考えているというような話はできないのかなとも思うのですが。このままで日本海北部のハタハタはいなくなってしまうのではないかという気がするので、ハタハタが食べられなくなるのも嫌ですから、その辺の少し思い切った提案を3海区でしてみてもいいのではないかと思ったのですが、その辺は皆様いかがでしょうか。

佐藤栄一委員 以前、秋田県で3年位禁漁していたのは何時頃の話でしたか。

議長 あれは昭和でしょう、違いましたか。

阿部所長 平成4年から7年です。漁期を跨ぐので4年間ありましたがそのあたりです。

議長 平成でしたか。あれは全面禁漁したのですか。

池田会長代理 全面禁漁でしたね。

樋口委員 平成初期に前例があるのであれば、今令和の時代にもう一回そういう措置を導入するのも個人的には良いのではないかと思いますが。

池田会長代理 ただ、そもそも行かないのです。今、海が変わって来ているのです。平成のその頃の海と現在の海とではおそらく違ってきていると思うので、今禁漁しても、3年後に資源が回復してくるかというと、自分としては望めないと思う。同じ海でも、漁に行ってもスケソウダラがいなくなったり、飛島の飛び魚なんかは全然来ないでしょう。段々減ってはきているが、増えるということはないでしょうね。カレイも少なくなってこの間の話だと稚魚がいないといわれていました。稚魚がいて3年間禁漁をやるというのであれば効果が出てくると思うが、海に稚魚がいないのに3年間禁漁してもな、と私は思います。

議長 だからこそ、もしめでたく接岸が復活したら、稚魚を減らさないためにしばらくの間は釣りを我慢しても良いのかなという気もするのです。あれはいうなれば産卵するハタハタを狙って釣っている訳ですからね。

樋口委員 生き物のことですから、将来、絶対に増えるということは科学的に証明はできないところで、あとは、施策としてどういう立場をとるかというところだと思います。

池田会長代理 難しい問題ですね。

議長 研究所の予想として、以前は酒田港にたくさん接岸していたハタハタですが、この2年間は接岸が無いですが、今後もずっとないという予想なのでしょうか、今後の見通しはどうですか。

阿部所長 最近の海の状況なのですが、春先のプランクトンが非常に少ない状況が続いております。2017年に産まれたハタハタが最後のある程度まとまった群で、あれから5年経過しておりますので、ハタハタの寿命は5歳ですので、もういません。同じく2017年

にタラがまとまって産まれたのですが、それ以降、まとまった発生はなく、まもなくタラも減少に転じると考えています。同様の理由で3月に卵を産むマガレイも減っているのではないかと思います。

禁漁で効果を発揮するためには、海の環境が安定して、餌も豊富にあるときに、親を保護すれば子供は生き残るという関係式が成り立つのですが、実際、現在は春先のプランクトンが非常に少ない状況ですので、禁漁しても、その効果はどうなのかなと思います。

この間、研究機関の会議で、秋田の研究者ともハタハタについて話をしましたが、秋田県では500万単位で放流もしているのですが、放流は効果が無いということでした。では、秋田県はどのような調査方法に向かうかというと、池田委員もご存じの通り、群れが少ないので漁場がピンポイントになっています。そのピンポイントの群れを探るような調査をして、漁業者が油を使わず効率良くハタハタを漁獲できるような体制作りをしようということで、資源に関しては自然に回復するのを待つしかない、というような考え方でした。

議長 ちなみに、私が先程聞いた酒田港への接岸は当分なきそうなのかというところはいかがでしょうか。

阿部所長 当分ないです。

議長 無いですか。

樋口委員 ありがとうございました。

議長 自然に回復する前に絶滅しそうな気もしますが。

阿部所長 西日本のハタハタも減っていますし、北海道のハタハタ系群も減っております。全体として減っているので、秋田の人も30年周期説があるのではないか、ということを言っていました。

議長 30年周期ですか、山が来れば良いですけれどもね。委員で30年後を見届けることができる人も中々いないとは思いますが、これは困りましたね。

佐藤栄一委員 ハタハタはタラのようなTACはやるのですか。

阿部所長 TACですか、まだ具体的な方向には進んでおりませんが、近い将来だと思います。

議長 では、山形県からの回答ですが、積極策が有効打にならないということであれば、そういう積極策は採り入れても意味が無いということになるので、原案どおりでよろしいでしょうか、何か補足したい方いらっしゃいますか。  
ないようですね。では、山形県の回答はこれでよろしいですか。

一同 異議無し。

議長 では、この内容で回答したいと思います。先ほどの新潟海区へのマグロの回答文については、事務局と私の方で最後の5行分を調整して、3海区会議に提出したいと思います。

本日の議事は以上となりまして、報告事項に移ります。

#### 報告事項

##### (1) 明石礁環境調査計画(案)

議長 報告事項第一案「明石礁環境調査計画(案)」こちらを水産研究所の方から内容の説明をお願いします。

楨研究員 はい、水産研究所研究員の楨と申します。これまで酒田沖にある天然礁の明石礁では、礁の保全を目的に平成20年にごち網漁業の禁止区域が、平成30年には底曳き網漁業の禁止区域が設定されております。

これまでに月峯や最上丸を使用して、その区域の設定が適切なのかを調査するため、水中カメラの調査等を行ってまいりました。新たに追加資料といたしまして、今回7から9ページ目を追加いたしました。新しい委員の方も御参加されておりますので、これまでの調査につきましての概要を御説明いたします。(報告1資料を朗読)

7ページ目をご覧ください。これまで明石礁では、海藻の植生調査、魚群調査、環境に係るデータ集積ということで、大きく3つに分けて行っております。420回の委員会の際には、令和3年、4年に実施した調査について、まとめて映像なり、スライド資料なりで現状の明石礁ということで説明させていただいております。魚群の分布調査というところも、令和3年、4年にやっております。それぞれに関しては、明石礁だけでなく、網漁具がこれまで入った履歴のない大瀬の方ではどうなっているのか、ということで、大瀬に関しても比較調査ということでやってまいりました。

海藻の植生ですが、今わかつてきている結果としましては、令和3年、4年の2年間の間では浅海域に生えている大型海藻の生え方は大きな差がないということ、大型海藻はホンダワラ類やツルアラメが生えておりまして、おおむね水深33メートル以浅に生えているということがわかつてきました。ただし、33メートル以浅であっても、砂が堆積しているような窪地のような地形には大型海藻は見られないという状況がございました。また、平成20年と26年にも月峯を使った水中カメラ調査をやってまいりまして、そちらの結果と近年の結果ということで比較すると完全に調査点が一致しているとは断定はできないのですけれども、疎密の程度は大きくは変わっていないという結果もわかつてまいりました。大瀬の方と比較してみると、大型海藻に関しては、明石礁の方が生えている水深が浅いというような結果もわかつてきまして、前回の委員会の際には、要因の推測としては、最上川の河川水の濁りによる自然要因、もしくは曳網漁具を使ったことによる人為的要因ということで推測しております。

第420回海区委員会で、加藤会長よりいただいた質問「明石礁と大瀬では同一水深でのくらいいの水温の差があるのか、水温差による植生の差は明石礁と大瀬の間ではあり得るのか」について回答させていただきます。

8ページに記載されている内容を御覧下さい。水温という点では私の方では把握しておりませんでしたが、この度、月峯や最上丸において定期的に水温観測を明石礁、大瀬付近にて行っておりますので、そちらのデータをまとめてまいりました。9ページに月別の明石、大瀬における水深別水温差が記載しております。これを見ますと、上は浅い水深帯の温度差を表しており、青い四角が明石の水温、オレンジのものが大瀬の水温で、浅い方では点が離れているのがわかるかと思いますが、水深が深くなるにつれて点

が被ってくるような傾向があり。水深が深くなると明石と大瀬の間には水温差が小さくなっていることが読み取れます。一番下には実際に明石と大瀬で何度くらいの水温差があるのかを毎月の数値として出してますが、海藻が生えている水深を概ね30メートルと仮定いたしますと、年間平均では0.5度程度の水温差がございました。大型海藻、特にツルアラメが大瀬では深い水深まで生えておりましたが、参考文献によりますとツルアラメは27度で幼孢子体の成長が止まり、30度を超えると2日間で枯死するという知見がございます。その知見を踏まえて、一番水温の高い9月でも25度程度の水温ということで、どちらの天然礁でも水温的には問題のない水温なのかなというところが読み取れましたので、明石と大瀬の水温差が海藻の生え方に影響を及ぼしているというのを考えにくいという結論で回答とさせていただきました。

こういったこれまでの経緯を踏まえまして、明石礁環境調査計画案を説明をさせていただきます。

これまでの結果を踏まえて、大きく分けて2つ、1つは継続調査、1つは新規調査となっています。継続調査に関しましては、第420回委員会の際に、これまでモニタリング調査してきたものに関しまして、長期的に見た方がいいのではないかというような意見もございましたので、継続して海藻植生の調査と、魚群分布調査を行っていくことを考えております。また、新規調査は、これまでわかつてきたことを更に深めるために、改めて実施する内容になっておりますが、目的としましては、大型海藻の明石礁における生え方が北部域では少し薄く、また大きさが小さいというような傾向がこれまでの調査でわかりましたので、それが自然要因によるものなのか、もしくは人為要因によるものなのかを詳しく探るために行うものとなっております。どういったことをやるかというと、一つは海藻の被度調査、もう一つは光量調査ということで考えております。被度調査ですが、植生調査と似ているような意味合いになっていますが、もう少し細かく調査をするというようなイメージでございまして、光量調査は河川水の影響による海底付近の明るさや濁り具合などのデータを集積するために実施するものになります。文章だけだとわかりづらいので、2ページ目以降のカラー刷りの資料を見ていただければと思います。

継続の調査に関しましては、海藻植生調査の方はA～J、令和3年、令和4年に10定点の調査定点を設けて調査してまいりましたが、同様にこの調査点でのROV、水中カメラでの撮影調査を継続したいと考えております。続きまして3ページ目、魚群分布調査の方ですが、こちらも同様の方法で、明石礁に8つの定線を設定しまして、計量魚群探知機によりそこでの魚群の反応を記録して魚種構成やどういったところに魚が付いているのかというものを長期的にモニタリングしていくことで考えています。

4ページ目、こちらが新規調査になりますが、海藻の被度調査です。ここに書いているイメージとしましては、B、G、Iという既存の定点のうちの場所を想定しておりますが、実施する方法の例としましては、100メートル×100メートル、ここの中のサイズ感は調査の日程などによって変わってくるかもしれないですが、区域を設けまして、そこに右側にある撮影機材、水中カメラとコドラーとというものをつけたものを沈めるという形になっています。このコドラーというものは、浅海域での海藻の生え方の調査でよく使われるもので、枠を沈めて、枠の中にどのくらいの海藻が生えているのかといったものを細かく分析するものに使う手法になっています。前回の調査では、ざっくりとカメラで撮影して全体の雰囲気を見るというような調査だったのですが、今回はこの枠を何度も落とすことによって、その枠の中でどれくらい海藻が生えているのかというものを定点間で比較して、より詳細な被度の調査を行っていくという中身になっております。

続いて5ページ目の方を見ていただきまして、新規の2番目光量調査のイメージですが、大型海藻がよく見られているA、B、F、C、H、Iの6つの地点で考えておりまして、照度、濁度、水温、塩分というものを天然礁の明石礁の中で細かく違いをみていくということで設定しています。調査時期としましては、こちらは月1回、ただし、最上丸での調査を予定していますが、冬場に上架整備がございますので、その時期以外の月で水温や環境データの観測を行っていくということで考えております。

最後に、6ページ目ですが、実際にこちらの海域で底びき網漁業を営んでいる漁業者さんの実態、どういった状況になっているのかということで、6月13日に底曳網協議会の役員会が終わった後に酒田地区の副会長の田代さんと協議会の会長さん、副会長さんに、漁協の指導課の方に入ってもらって聞き取りを行いました。聞き取りした相手の方に関しては、現在明石礁では操業されていないということではありました、当時の話ということで、聞き取りした内容を記載しております。内容としましては、水深が16～17ヒロ、メートルにして24～26メートルに関しては地形が複雑であることから操業 자체ができない、浅くてもせいぜい21ヒロ、31.5メートルが操業できる限界水深であるという話をされておりました。また、操業する海域に関して、タイを狙って操業する方はいたという話でしたが、だいたいタイは回遊していて、昼くらいになると網を曳ける海域に蝦集してくるので、それを狙って操業しているというお話をいたいできました。

以上が今回準備した調査計画(案)の資料になりますが、新規調査となる海藻被度調査を実施するにあたっては、前提条件としまして、試験区域は事前に底びきで操業される海域であるのかどうかの情報が必要になっておりますので、その聴き取りをする必要がございます。御説明は以上になります。

議長 今の内容につきまして、御意見、御質問や御要望がございましたらお願ひいたします。

この、善龍丸は今回調査対象となっているA、B、F、Gの辺りでは現在操業していないとのことですね。A、B、F、Gの辺りを実際に操業している底びきの方がいるかどうかはどなたか存じですか。

池田会長代理 漁吉と福傳。

議長 現在も明石で曳いているのですか。

池田会長代理 はい。ただ、昔は待ってまで操業していた鯛も今は明石礁にそんなにいなくなって、現在は明石礁周辺では漁吉と福傳だけです。

議長 D地点がありますが、私の記憶違いかもしれません、一時期この場所でオコゼを曳くと聞いたことがあるのですが。

池田会長代理 阿部與志郎さんが底びきでオコゼを曳いてました。

議長 何か変わった魚を獲っていた記憶がありましたので。あまり市場では見ない魚でしたがいつ頃の時期でしたか。単価は良いのですか。

池田会長代理 春先ですが木箱で1つ2つはありましたね。ある程度まとまれば単価が良

いと思います。

議長 このA、B、F、G地点は現在、福傳と漁吉が入る頻度は高いのですか、3艘から2艘に減りましたね。

池田会長代理 今は2艘だから、大体2日くらいすれば、吹浦から由良辺りまで回っているのではないかでしょうか。

議長 ここを集中して曳いている訳ではないですね。

池田会長代理 ないと思います。

議長 なるほど。では、報告事項ですので、皆様から他に御質問、御意見、御要望が無ければ以上でよろしいでしょうか。

阿部所長 海藻被度調査については、実際にその場所で底びきが操業しているかどうかということを私共でも確認しようと漁業者の方に連絡はしていますが、なかなか情報がもらえない状況もあり、委員の皆様方にも御協力いただけますと助かります。よろしくお願ひします。

議長 そうですが。操業している2隻から聞き取りをすれば、大体の実情はわかるのでしょうか。

佐藤栄一委員 私も話をする機会はあるのですが、以前のようには明石には行っていないようですね。加茂の方に来たり、だいぶ下に行ったり、かなり動いています。

議長 はい、ありがとうございます。他に無いようでしたら、報告事項ですので以上とさせていただきます。引き続き、調査結果をお知らせいただければと思います。

## (2) 人工魚礁に係る委員会指示に関する協議経過等について

議長 では、次に報告事項の2「人工魚礁に係る委員会指示に関する協議経過等について」これも事務局の方より報告をお願いします。

事務局 はい、前回の委員会でも話題となりましたが、人工魚礁に係る委員会指示に関する協議経過等に関する資料になります。皆様方と情報を共有して、今後、皆様方に御議論を進めていただきます際の基礎としていただきたいと思いますので、資料を御用意させていただきました。では、報告2の資料を御覧ください。(報告2資料を説明)

以上、御説明いたしました通り、それらの協議を受けまして最終的に禁止区域の具体的な線引きにつきましては、各地先の漁業者の皆様からも御意見をお伺いして、事務局で草案を作成するということでありましたが、その後は議論が途絶えておりました。その当時に事務局に携わった者の話によりますと、「当時は見直しへ難しいと考えられたために変更をしなかった」という趣旨の話も聞いておりましたが、そう言った難しいことだという点も含めまして「委員会の場に御報告を申し上げて、その善後策を協議るべきであった」との発言をしておりました。そのことに関しての議論が長期間進めることができなかつことは事務局といたしましても申し訳なく感じております、大変申し訳

ございませんでした。本日、御用意いたしました資料の御説明は以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。今の報告につきまして、御質問や御意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

私からも少しよろしいでしょうか。平成26年の第367回海区委員会の概要に「水産庁より、レジャーにも開放するように指導があるかもしれない」とある話ですが、こちらは実例がある話なのでしょうか。他県での実例があつたということなのでしょうか。

事務局 漁業者には開放しているが、遊漁のみを規制しているという事例が無いということでしたが、その根拠となるようなものが見つけられませんでしたので、担当者の感覚なのかとも思いました。

議長 これは水産庁に直接当たった訳では無いのですが、私も前の様子は詳しくは覚えてはいないのですが、何か根拠がある話だった気がしますし、そんな話はあったという記憶はあるのです。全般的に水産庁が一般への規制緩和方向に向かっていると思うのですが。

事務局 第367回委員会資料の中で、委員会指示の見直し案が入っております。39ページに水産庁長官から知事あてに出されている「海面における遊漁と漁業の調整について」という通知がございまして、遊漁と漁業との共存を指向とされており、遊漁ともバランスを取っていくべきであるというような趣旨のことが書いてあり、それに沿った内容になるのではないかと思いますので、一方的な排除というようなものはみられないといいますか、指導されていないといいますか。

議長 共存と書いてありますね。

事務局 そうです。

佐藤一道委員 手元の資料38ページ目にある、「人工魚礁に係る委員会指示見直し案」は、当時の本県の内容なのでしょうか。

事務局 はい、こちらは第367回海区委員会会議に提出された案でございます。

佐藤一道委員 ああ、367回ですか。では、この案が提出されてからは進んでいないということなのでしょうか。

事務局 はい、367回以後の会議では、専ら遊漁の火光利用の話を主体として集中的に議論が行われていった経緯があったようです。

議長 この指定区域の素案は出ていないのですよね。

事務局 出ておりません。

議長 指定地域の素案を作るにあたっては、各地区の漁業者から意見を聴いて、どの人工魚礁の利用頻度が高い等も調査しなければならないという話も議題として出ましたよね。

事務局 そうですね。

議長 その地元漁師の意見を聴くという作業も一切着手されていないのですよね。何かしたのでしょうか、何かをしたという話も聞こえてきませんでしたが。

佐藤一道委員 多分、この後に海面利用協議会が開かれていれば、その場で協議はあったのだと思います。

議長 その議題が上がったことは無いですよね。

佐藤一道委員 海区委員会では上がったことは無いです。もう一つ質問ですが、人工魚礁に関する委員会指示もあったと思うのですが、ありますよね。

事務局 全国的な話でしたでしょうか。

佐藤一道委員 いえ、山形海区での話です。「遊漁を行ってはならない」という委員会指示があったと思うのですが、それは昭和の頃でしたでしょうか。

議長 昭和46年から変わっていませんね。ずっと続いている。

事務局 資料2ページ目のままで。

佐藤一道委員 これは、長く実態としては遊漁が行われている状態ですね。私も前の委員会で改めて確認したのは、過去の委員会で人工魚礁と増殖礁の二種類があって、増殖礁は人工魚礁の類に含まれない、という発言が、当時の事務局からあったと思います。そういたしますと、漁業者も遊漁者もそういう理解が無いと、人工魚礁は駄目でも増殖礁は良い、ということを理解しなくてはならないと思います。ただ、この人工魚礁のエリア地図を見ますと、到底難しいのではないかと思うような分布をしています。人工魚礁もあれば、そのすぐそばに増殖礁もある。その点を踏まえても、人工魚礁や増殖礁も含めて、このエリアは良いが、このエリアは禁止、とかそういう弾力的な考え方をしないと地図だけを見ると非常に難しいなと思いました。

あと、水産庁長官通知で、40ページの3番に遊漁と漁業の調整のための協議機関の中ほどに「なお、遊漁も対象とした各種規制を導入する際には、海面利用協議会の意見を聴くほか、手続等についての透明性が求められる社会的情勢も踏まえ、公聴会、パブリックコメント等広く意見を聴く機会の確保にも配慮する必要がある。」とあるので、これも中々時間がかかるところだと思います。

この委員会の中で様々な意見を吸い上げて、事務局の方でも第1案第2案を検討していただいて、次回以降の委員会でも協議を重ねて、海区委員会の方から諮問を出すのかは分かりませんが、海区委員会の中で、この案で海面利用協議会の方に諮ってみてはどうかという形なのではないかなと、私は思います。

現在、実際に漁業を行っている漁協者からも情報収集をしなくてはいけないと思いますし、意見を聴いて、情報収集もしなければいけないと思いますし、この海区委員会でも、漁業者の実態、情報収集を一度まとめ上げなければ、今日の協議だけではボリュームがありすぎると思います。

議長 平成14年の水産庁通知をどこまで尊重するのか、ということになるかと思うのですが、これをまともに聞いているとものすごく大変な感じがします。

佐藤一道委員 私も平成14年頃と現在では漁船、遊漁船、プレジャーボートの数は全く違うと思いますし、この通知が出されたとおり方針をもっていくのも、果たして実態としては山形県においては難しいのではないかという感じもします。

議長 レジャー船と遊漁船の合計数は20年間でそんなに変わってはいないです。ただし、遊漁船登録の数は増えています。私も数は正確に把握していないのですが、この20年間で遊漁船登録の方が数は増えているのではないでしょうか。ただ、実際に遊漁船業を行っているかというとまた違います。たまにしかやらないでも一応登録している場合もありますし、頻繁にお客さんを乗せている船とは大分差もありますから。ただ、登録上では増えています。

もう一点、この20年間で違うことは船の進歩ですね。船が速く大きくなっていますので、その点は変化していると思います。マリーナの数は変わりませんので数量自体は変わっていますが、船の大型化、高速化、機器の充実という面では大きな変化があったと思います。GPSや魚探等も高くて大きいものは私は付けていませんが、ソナーの低価格化と、そのソナーを載せているレジャー船や遊漁船が非常に増えたということですね。ソナーが昔みたいに何百万円もせず、40万程で購入できるようになりましたから、遊漁船はソナーを載せていて当たり前でレジャー船でも、ちょっとした船はソナーを装備しており一気に普及しています。

漁獲圧という言葉が適當か分かりませんが、遊漁船やレジャー船による漁獲圧というものは、以前と比べて格段に高まっています。船の数は変わっていませんが、大きさ、速度、装備は20年前とは大分違うのではないでしょうか。電子機器が安くなつたことが一番大きいのではないでしょうか。GPSだって20年前と比べたら半値ですし、精度も良くなっているのではないでしょうか。

そのような時代の変化というのも考えなければいけないとは思いますけれども、ここに書いてあるように、関係都道府県による広域海面利用協議会の設置等ということになつたら、正直言つて、ちょっと手に負えない感じがします。ここまでやれと言われたら、要は規制をするな、ということに等しいのではないかといった印象を持ちます。

そのようなこともあって、実際に水産庁に話しても難しいのではないか、という意見が出てきたのかもしれません。

今日は報告事項ですので、これからどうするのかという話では無いのですが、この件につきまして、皆様から御質問、御意見がございましたらどうぞ。

ただ、実際に人工魚礁に関しては漁業者の方からは、もっと取締りをして欲しいという御意見や、取締りをするためには、その区画をしっかりと明示しなければならないですから、区画を明示して取締りを強化して欲しいという漁業者の方からの声が實際にあるのか、ということが問題となります。あまりそう言った声は聞こえてこないのでですが。その辺りについては漁業者の皆様はどのようにお考えなのでしょうか。どのような要請はあるのでしょうか。取締りをするためには区画を明示するしかない。区画を明示しない限り取締りはあり得ない。区画を明示してまで取締りをして欲しいという需要があるかどうかということですね。それはいかがでしょうか。そういう声が上がっているのでしょうか。

鈴木委員 あるかと言われば、極少数ですが存在します。人工魚礁の件も明石礁の件でも、前回の委員会時もお話ししましたが、話しても途中で立ち消えになってしまうとある程度推測ができるので話しても無理だと思ったのですが。

若い人から、魚礁の利用方法や利用したいということを聞かれるのですが、色々と難しい点もあるといった相談を受けた中で、今後、漁場としての価値を継続するためと魚礁等々を利用した場合のトラブルや資源などを考えた場合、現状では規制があつても無いと同じことです。

であるならば、もう少しメリハリをつけた漁場の利用方法を今ここで作ってはいかがかという思いで提案はしましたが、その需要があるのか、と言われば以前より漁業者もいないし、魚礁付近でも魚は獲れにくいし、獲ってもお金にはなりにくい。そういう現状がありますから、魚礁を規制してどれだけのメリットがあるのかと言えば、先程、佐藤一道委員が言われたとおり、現状のパワーバランスを見れば漁船数が少ないのでから、私の意見としては、力関係から見れば数の多いレジャー船に開放した方が良いのかもしれませんと思います。

ただ、そこは若い漁業者が今後色々と新たな漁業を行う中で、漁場があることによって、色々な漁業形態なり魚種を生活の糧にできるかもしれないし、そこがグレーでレジャー船が独占的に使えるエリアであれば、漁業者はそこに中々入りにくいという現状もあります。現在あまり使っていない状態の時に5年後10年後を考えての規制を考えはどうかと思います。難しいのは分かるのですが、いかがでしょうか。

魚礁の話もそうですし、明石礁での話も同じですが、ある担当者がやろうとしても、行政サイドも人が変わり、そして状況が変われば、話が最初からやり直して、行政側は特に自分達に火の粉が飛んで来なければ良いという姿勢で、山形県の漁場、漁業をどうすれば良いのか、という基本的な考えが無く、ただ、自分達の保身のみを考えて、自らに火の粉が飛んで来ないようにするか、だけを考えているために、時間が切れ話題性も途切れ、延々と問題が何十年も問題が、持ち上がっては立ち枯れを繰り返して、現在に至っているのではないでしようか。

議長 はい、わかりました。あと一つ漁業者の方からお聞きしたいのですが、私はあるはえ縄の漁師の方からお聞きしたのですが、人工魚礁を作った直後はそこに魚がいるのだが、時間が経つといなくなる。そこが天然礁と人工魚礁の違いなんだ、と伺いましたが、その傾向はあるのでしょうか。鈴木委員はどのようにお考えでしょうか。

鈴木委員 まあ、一概には言えませんが、作った経緯を考えますと、効果を出すために、魚が付く天然礁のあった付近の場所へ優先的に構造物を入れたのですよね。ですから、魚が元々いつく場所に魚礁を入れたので、漁場としての価値も当初はあつたのです。ところが魚礁は良いものとなって、やたらと山形県沿岸に入れてしまい、今度は魚が分散して経済的効率からも漁獲しやすい、魚が固まっている場所とは違い、漁獲対象になりにくくなる効果があったのかも知れませんね。

もう一点の問題は、大瀬のように岩礁の上に魚礁構造物を入れ設置するのならば良いのですが、平均的には砂地に設置していることが多いため、砂の移動によって魚礁構造物が埋没してしまい、魚礁としての効果が半減しているエリアが本県には相当存在していると思います。このように様々な要因が絡み合って、魚が付きにくいエリア、例え付いたとしても短期間という現状があるのかなと思います。

議長 はい、ありがとうございます。これは報告事項ですので、本日この件について、この

場で何かを行う訳では無いのですが、この件については皆様から他にも御意見等はございますでしょうか。特に無いようでしたら、この報告はこれで終了いたしますがよろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 では、この報告事項は以上で終了して次に移ります。

(1) その他

議長 その他、委員の皆様から何か報告したいことをお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

飯塚委員 私からカニのTACについてお聞きしたいのですが。

議長 飯塚委員どうぞ。

飯塚委員 カニのTAC数量なのですが、本年の結果はまだ出ていませんが、試験操業ではここ数年は増えているようです。そう言った中で、山形県も枠をもう少し広げていただきたい、と前々から提案してきたと思うし、一部団体の方々は県庁まで行ってお願ひにいっていると思いますが、漁業者を大きく育てるためにも、枠をもう少し広げて行くために海区委員会として、何らかの手立て講じる必要もあるのではないかと思うのですが、会長として、どう思っていますか。

議長 TACの枠を増やすための海区として行動でしょうか。

飯塚委員 陳情など、色々と方法はあると思います。国が決めているのだから後はどうしようもないという話になるのか、力と力の取り合いではないが、他の県から調達できる部分から数量を増やしていく等何か方法がないのでしょうか。努力をしながら漁業規制しながら数量を超えないように守っている山形県ではやっている、ところが、隣県に行けば数量が多いものだから、一日中操業して、それでも数量に満たないところもあるわけですから、そういった部分まで突っ込んでいける調整は何かないものか、聞いてみたいのですが。

議長 絶対的な枠の増加を陳情するということはあるのかも知れませんが、それはおそらく海区ではなく漁業者団体がやることなのかなという気がしないでもないですが、県毎のTAC枠の譲り合いについてのことですか。

飯塚委員 詳しくは分からぬですが、東北六県でそういった仕組みは無いのでしょうか。國の方では定めているわけなのでしょう。

議長 私はその件に関しては知らないのですが。

池田会長代理 国で持っている留保枠を県で申請してもらってくるということですね。山形県で割当された数量をオーバーするとなった場合に、県の方で水産庁に申請して、留保枠から貰ってくるということでしょう。

加賀山課長 緊急的な部分として、急に超えそうな時などには、超えてしまわないように水産庁で一定の留保枠を持っていて、それを融通するという仕組みがあります。

議長 都道府県毎の交換というものは無いのですか。

加賀山課長 ズワイガニに関してなのですが、私が聞いたところでは、我々は日本海系群B海域ですが、その秋田、新潟、本県の3県間で話が通じれば可能だということを水産庁から聞いています。

議長 ああ、それでは合意があれば良いのですね。

加賀山課長 そうなります。

大川主査 はい、枠を持っている県と譲り受ける県との当事者間で合意が取れれば、譲っていただくことは制度的には可能なのです。しかし、日本海系群B海域は10月より解禁になるのですが、各県とも12月の書き入れ時を念頭に入れて、操業ができるよう狙っていきますので、もし、枠が余っていたとしても、心情的にも、12月前には手放さずに持つておきたい、どれぐらい漁獲が伸びるかはわからないので、例え本県側が譲渡する立場であったとしても、12月を過ぎてからでないと枠を譲れるかということは考えられないでしょうし、難しいと思います。実際に一度話を持ち掛けた際には、そのように断られました。

議長 それでは、理論的には不可能ではないということですね。

事務局 合意が取れれば融通することは可能です。

池田会長代理 飯塚委員が発言されましたが、本県においては刺し網の分に何パーセントか割当てが行っている訳です。ところが実際に去年あたり稼働したのは一隻くらいでしたね。

事務局 はい。

池田会長代理 そのような実態がある一方で、底びきは足りないと言っている。そして刺し網は一割程、一艘しか操業しないのですから、余っている状態だと思う。

事務局 いえ、刺し網の方に特別に取っておいている枠は現在はなく、県全体の数量として、何トンと管理しております。

池田会長代理 山形県に何トンと数量が来て、その内で、刺し網にも割当をしていたのではなかったですか。

事務局 昔は分けていましたが、その後に制度が変わったこともあります、分けてやるといちいち委員会の審議に諮らないと変えられないなど色々煩雑になってしまうため、今は県として一つの枠で管理しています。

飯塚委員 そういう刺し網とは、混獲のカニのことを言っているのですよね。

事務局 いえ、今はその数字は取っていないです。

飯塚委員 混獲のカニなのですが、混獲の許可を取って操業している漁業者ではなくて、混獲で獲れたからと言って、その分まで面倒を見るというのも、組合の関係が何かあるのかも知れないが、おかしな話だと思います。混獲などというのは、カニ以外に本体が99パーセントあって、その残りの1パーセントのところをカニにした方が良いよ、というものならば理解できるが、90パーセント以上も混獲で獲れるカニをメインとしているように、そういう状態のものまで面倒見るといふのであれば、それは海区においても、ある程度見ていって混獲は禁止にする等としないといけないのではないか。

池田会長代理 では、現在は刺し網の場合どのようになっているのですか。

事務局 刺し網で何トン、底曳きで何トンという割当は行っていません。

池田会長代理 いや、していないのであれば、刺し網は2月25日ですか、20日以降ですね。

事務局 はい。

池田会長代理 そうすると底曳きは大体終わっている訳ですね。だから、刺し網分の枠を取っておかないといけないですよね。

議長 混獲で超過してしまうということですね。

池田会長代理 ええ、結局枠が無ければね。底曳きで全部取ってしまうから。

飯塚委員 枠が無ければ超過してしまいますよね。

事務局 そこは御配慮いただいているようなのですが。

飯塚委員 配慮する余裕なんかないですよ、底曳きはね。ハタハタは獲れないし、カニはそうやって抑えられるということで、生活に非常な痛手を被っているのです。なので、他の県と認め合えば貰えるなどというけれども、力のある人というか、力のあるところはある程度の意見が通せる訳じゃないですか、その点を言いたいのです。

池田会長代理 では、去年底曳きで獲ったのはどのくらいでしたか。

佐藤栄一委員 40数トンでは無かったでしょうか。

池田会長代理 40ですか、そうすると今年は77トンではなかつたですか。

事務局 そうです。

議長 増えましたからね。

佐藤栄一委員 それは山分け分や先に配分された分含めてですか。

池田会長代理 今年の本県への配分は 77 トンだと言っていましたよね。ですから、去年は  
・ 40 トンだったのだけれども、もう 30 トンは余分に獲れるということですね。

事務局 はい。

飯塚委員 結局、消化率が 70 パーセントくらいになってくると、ストップを掛けるという  
か、組合の方で声をかけて来て、我々もそれに従って、それを超えないように、超えな  
いようにやってきている訳です。

池田会長代理 7割獲ったとしても 50 トンくらいだから、昨年度の割当枠の 40 トンよりは  
多いのですね。去年以上獲ったとしても 7割程度ですので、今年はそれだけ獲れる量が  
増えているのです。ただ、北海道のカニも出回ってくる訳ですから分からないです。

飯塚委員 単価的には、どうなるかは別にしても、そういった一所懸命に頑張っているところが量的にも増えない、メリットが無いということなら、交渉のやり方次第では頂け  
ますよという部分が話を聞いているとあるようなので、余裕のあるところはお使い下さ  
いという枠を国で持っているのでしょうか。

池田会長代理 留保枠ですね。

飯塚委員 その枠をどうやって使うかというのは、3 県の中で力のある県が、もう枠がいつ  
ぱいになってしまったので譲渡して下さい、と言えばそこへ渡して、取れないところは  
よしとなる。余分な枠とは、そういったものではないですか。

加賀山課長 先程も御説明したとおりに制度上はできるのですが、この件も事情があり、今  
回はなかなかそのような話にならなかつた事情がございます。制度上は可能でございま  
すが、そうは言いましても、実際には合意が取れなかつたという状況でございました。

飯塚委員 漁業者としては、合意を取る際には、もう少し力を出して交渉をして欲しいと言  
っているのです。

加賀山課長 3 県ともに力関係は同等でございますので。

飯塚委員 色々なことがあるのも分かりますけれど。

佐藤栄一委員 その 3 県の間では、3 年後に見直しするのですよね。

事務局 はい、そうです。前回の委員会でも御説明いたしましたが、3 年毎に漁獲の実績を  
基に見直しをしてまいりますので、令和 5 年度の TAC 配分に使われていた数字は過去  
3 年間の平成 29 年から令和元年までの漁獲実績の比率がございます。その比率に基づ

き、その中にパーセンテージでトン数を決めておりまますので、次の3ヵ年分は令和6年度からまた新しく実績に基づいた割合で実施されます。

佐藤栄一委員 その席で漁獲実績だけではなく、見直しの時にお願いしますと、そう言う融通に関する交渉もできないのですか。

事務局 そのお話も、色々な場面で水産庁にお願いをしています。

議長 仮に3県内で枠の譲り合いをしたとして、譲って貰ったところがたくさん獲る訳ですよね。すると、その譲り合った後の漁獲実績分を新たなTAC配分の枠を決める時にそれは考慮されてしまうのでしょうか、されるのであれば軽率に譲ったりはできないですね。

飯塚委員 やれないよね。

議長 そう言ったことを一切見ないでやってくれるのであれば、助け合いということも可能かもしれません、助け合いが仇となるようでは恐ろしくてできませんよね。その辺りはお判りになりますか、枠の譲渡をした後にTAC配分に対する影響というものは。それに影響があるのであれば、誰もいいと言わないと思います。

池田会長代理 そうは言っても、本県と新潟、秋田の両県とは獲る時期が違いますからね。秋田は5月、6月頃にカニを獲っています。去年か一昨年ではなかったかと思いますが、鳥取県でしたか、山陰地方の方でカニが獲れ過ぎたために配分枠上限を達成してしまい、どうにもならなくて漁期途中にストップが掛かり、漁獲を止めた話がありました。

事務局 はい、ございました。

議長 私もTACがどのように決められているのかは分からないのですが。

飯塚委員 漁業者の立場から言いますと、過去の実績を基にして、ただ単純に割り当てをされるというのが不満がある訳です。配分の数字を守るために、我々は曳く回数を減らしたりして一所懸命に守っているのです。だから、そういうところが良い思いをできるように、段々とTACを増やして行けるようにしていただきたい。資源が少なくなっているところで言っている訳では無く、資源が増えている現状があるのだから。

池田会長代理 私の記憶では、以前の話なのですが、本県で現実的に獲れないような多い配分になった年があったのですよね。なぜこのような配分になるのかと言えば、籠の試験操業をしていますよね、あれが一杯であれば、カニの資源量は余分にあるという判断をして配分も増えるらしいですね。

議長 資源量が多ければ当然TACも増える訳ですよね。

飯塚委員 過去の実績で数量を決めていたら、いつになっても増えていかないですよね、実績ばかり重視していたらね。見方も色々あるだろうけれども、試験操業で小さいのが入

れば5年後に大人になるから、それまで待ってくれというような理由付けがあるなら分かるが、現在はある程度は我々でも抑えてきているわけですよね、そういった中で資源も増えてきている訳です。その辺の事情をも加味して、納得して喜べるような数字を頂いて来て欲しいです。

池田会長代理 そうは言っても、去年あたりの40トンと違い77トンも貰っているじゃないですか。獲ったのも40トンでしたが。抑えて調整していたから40トンしか取れなかつたと言わされたらそれまでですが。

飯塚委員 獲れるものも抑えているのですからね。組合では、その部分をしっかりと見て、マグロにしても、70パーセント80パーセントで抑えているのですよ。超えると罰則があるという話は聞いたことがあるのですが、一所懸命に頑張っている漁業者が、それ以上増えていかないのが面白くないと言っているのです。それを改善するためには、枠が貰える手立てがあるならば、声を100パーセントどころか200パーセントにも大にして獲得をしてもらいたいという気持ちがあるのです。それが海区調整委員会として、少しでも話でもしてもらえるとか効果ができるかわからないのであれば、やってもらいたいという気持ちなのです。数字的に言われていることはわかるけれども、漁業者がそう思っているので、是非とも交渉していただきたいです。

議長 交渉と言いますか、国が割当てるわけですから。

飯塚委員 3県で話し合う余地があるのだから。

池田会長代理 国で割当てるのだよ。

飯塚委員 話を聞くと、総量の中から3県で譲り合う余地があるのですから。

議長 総量という見方をしているのとは違うでしょう。資源量と各都道府県毎の過去の漁獲実績との組み合わせでTACの数量が決まってくるのですから。

飯塚委員 その数量枠に留保があるというのですから。

議長 もし、やるとすれば、どうすれば国はTAC数量を上げてくれるのか、どういう数字を提供すればTACの数字が上がって行くのかということを研究して、もし上がる余地があるのであれば、受験対策では無いのですが、それについて取り組んでいくということを研究、検討すればいいのではないかなど思いますけれども。

飯塚委員 議長、余地はあると言っているではないですか。話し合いで決めてくることが難しいことは十分にわかるけれども。そのような中でも、強い交渉力をもってやってもらいたいと言っているのです。枠が全く無い訳ではないのですから。

池田会長代理 しかし、根本的に3県というのは、国で各県に割当しているのだけの話です。隣で余っているからといって、私たちに譲ってください、と我々が交渉するのと、国で関係各県に割り当てているものでは丸っきり別の問題なのです。

飯塚委員 私には理解できませんね。

池田会長代理 隣県から融通してもらうという話は、まずは国からの配分を受けた後の話ですから。当初、国から配分を受けている数量枠を消化してしまい、国から留保ももらえないとなれば、山形県の漁は打ち切りにするか、もし隣県から融通を受けられるのであれば融通してもらう。これしか手は無いのです。

飯塚委員 それは分かるのですが、強く交渉して獲得する力を持つていただきたい。話をすれば増えるという訳ではないことは分かるのです。ただし、何かしら努力をしているという姿勢が見えれば漁業者も納得すると思うのです。そうしたところを頑張っていただきたいと思いますし、海区として何かいうことがあるのなら、まとまって交渉力を持つていただきたいということです。

議長 私から一点お聞きしたいのですが。TACの数量は何パーセントくらい消化すると、その後のTAC割り当てが増えていくというような、なんとなく良いのですが、そう言ったルールはあるのでしょうか。オーバーしてはもちろん駄目でしょうが、90パーセント程度消化すると増えていく、などというようなことがあります。

加賀山課長 マグロに関してはそういうルールはあるのですが、それ以外の魚種については無かったと思います。融通もあまりないのでルール自体が決まっていないのです。その辺も含めて、なかなか例もないものですからわからないところはあります。

阿部所長 10年程前の平成23年になりますが、ズワイガニ漁が好調でTAC枠が足りなくなった際に増枠の交渉をいたしまして、何とか持ってきた経験があります。その際に日本海B海域の留保枠を水産庁が持っております、その枠を山形県がもらうには、新潟、秋田両県の了解があれば可能になるということでしたので、両県に照会と確認を経た後に、了解を得る交渉をいたしまして、その地均しを終えた後になりますが、国の水産政策審議会にて、TAC数量の変更を審議する会議を経た後に山形県のTAC増枠が許可される、という流れでございましたので、直ぐに何トンか増えるということではございませんが、そのような手続きを踏めば増枠が可能でございます。本県にも、のような実績自体はございましたが、それとはまた違うお話でしたでしょうか。

事務局 今は制度が変わりまして、そのようなことは無くなりました。

阿部所長 ああ、そうでしたか。ただ、当時はそのような事情がございました。

議長 ただ、素朴な感覚として、割当枠の100パーセントに近い数量を消化すると何となく枠が増えて行きそうな気がするのですが、違うのでしょうか。

加賀山課長 先ほど御説明したとおり、漁獲実績でございますので。資源管理と言いたいことも分かりますが、これだけしっかりと現在は資源管理をしているのだから、その見返りとしてプラスして欲しいと言いたくもありますが。しかし水産庁は頑として漁獲実績のみですので、そうであるならば、先程、議長が仰っておられたとおりギリギリまで獲っていく方が、その後、数年後の計算時に有利に働くことに繋がっていくと思います。

議長 そうなると、傾向と対策を練るとすれば、漁協ががっちりと管理してギリギリまで獲らせて、オーバーしそうなら獲るなど指導したり、混獲の量が出てきたら水揚げしないようになど管理を徹底にするということになりますよね。いかに消化率を上げるか、効率の良い漁獲をするかということになるのではないかでしょうか。

佐藤一道委員 前回の委員会で分かりましたが、本県では、昨年度はかなりの漁獲実績があったが、隣県ではある程度の余裕もあったと伺いました。会長が仰られたとおりに、あらかじめ配分されている量は77トンですから、頑張って100パーセント近い数量を獲れば、今後の交渉材料にできるのではないかと思います。

樋口委員 漁獲可能量設定に関する意見交換会というものが水産庁の主催で開催されているようなのですが、現在は令和5年4月14日の「令和5管理年度TAC設定に関する意見交換会（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）」が一番最近開催されたものようですが、関心を有する者の自由参加と記載しておりますし、そして参加者との意見交換等とも記載されております。こう言った情報は水産庁から伝わってくるのでしょうか。もしよろしければ、漁協の方でこういった意見交換会等に参加して意見を述べて行くのも一つの方法ではないかと思いました。

議長 過去、本県からの参加実績はお判りになりますか。

加賀山課長 はい、今回、ズワイガニ意見交換会の方へ漁業者として機船底曳網協議会会長に御参加をいただきまして御意見を頂戴いたしました。このような機会を捉えて話をしで行かなければならない、ということでWEBでしたが、参加して意見を述べております。飯塚委員のいったようなことを述べられておりました。

樋口委員 では、山形県からも意見は一応言っているということですね。

議長 そう言った地道な努力の積み重ねが数字を生むことなのでしょうか。

樋口委員 他にはシンクタンクに提言書を書いてもらうことや国會議員への陳情なども考えられるかと思いますが。

議長 枠の効率的な消化が一番でしょうか。それは漁協が音頭を取ってコントロールしてやらないとできないですよね。

鈴木委員 カニの77トンが多い少ないか、管理がどうであるか、という問題もありますので、あまり出過ぎた話はできないのですが。

一つマグロの話をさせていただくと、スタート時は過去の実績を基に各地域へ配分されました。しかし、それをベースとして何年も行いますから、資源が限られている時は仕方が無いのですが、管理の結果として資源が増えて、どこでも獲れるようになり、それがある地域において漁家経営の大きな要因となった場合、過去の実績だけで数量を抑えることにはエラーが生じます。

そう言った問題点について、水産庁に話を聞く機会があり担当者と話をしたのです

が、過去の努力量プラス実績は一つの数字としてちゃんと管理して、その管理と努力が上手くマッチしている地域には何らかの褒美を与えるべきである、と主張し続けておりますが、それが効いたかどうかは別として、現在は上手く管理をしていれば極僅かではありますがご褒美をもらえるし、これからはどうするかを主張し続けて、水産庁からの指示ではなくて例えば新潟、秋田の両県と本県の間で協議会もあるのですから、その中で3県内でどういった管理をして、枠内で融通し合う協議をしながらも日本の管理システムをリードするような仕組みを提案していけば、まだまだ枠に関しては色々と動かせる可能性があると思います。

あくまで御参考までに私の意見を述べさせていただきたいのですが、先程のハタハタ問題も規制するということは収入が抑えられるので、そこに漁業者が賛成するということは中々難しいですが、今後実効性のあるシステム作りには、何故規制が必要なのか、規制をかけた時には、どうやって経営を維持させるのか、荷物の融通なり単価を維持するために3県でどうするかという踏み込んだ議論をすることによって実効性のあるシステム作りが可能ではないのかと思います。

議長 マグロにつきましては山形県で実績をあげていると思います。しっかりと管理できている県であると思いますが、飯塚委員が述べられたようにズワイガニに関しては課題があると思います。どのようにすればTACの割当量が増えて行くのか研究する余地はあるのかと思いますが、どのような研究方法があるのかということと、それをどこが行うのかという問題がありますよね。海区が行うか、漁協で行うか、水産振興課で行うかということもございますから、そのような点も今後の課題として考えて行かなければならぬと思いました。

その他報告ということで今回TAC問題に大分時間をいただいて議論できましたので、以上でよろしいでしょうか。その他で事務局、県から何かありますか。

事務局 ありません。

#### その他

議長 それでは、全体のその他につきまして、皆様から何かございましたらお願ひします。

一同 ありません。

議長 では、本日の会議はこれにて終了させていただきたいと思います。次回、海区委員会の前に8月24日に3海区連絡協議会がございますので、皆様御参加よろしくお願ひいたします。本日は長時間お疲れ様でした。

上記とおり第422回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和5年8月1日  
山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄 

会長代理 池田 亀五郎 

委員 飯塚 厚司 

